

利用者情報を記録する I C T 機器等の整備補助事業

1 目 的

訪問看護ステーションにおいて、I C T 機器等の導入経費を補助することにより、訪問看護サービスにおける日々の入力業務の大幅な削減やリアルタイムでの情報入力など業務の効率化等を図る。

2 対象事業所

兵庫県又は県内政令指定都市・中核市から指定を受け、兵庫県内に所在する訪問看護ステーション

※介護業務における業務効率化支援事業の申請者を除く

3 対象経費等

記録業務、情報共有業務(事業所内外の情報連携含む)、請求業務までが一気通貫(転記等の業務が発生しないこと)となるための以下の経費

ソフト：介護ソフト導入にかかる経費

(保守・サポート費、導入設定、セキュリティ対策、導入研修に係る経費等)

※居宅介護事業所と情報連携に際して標準仕様を活用してください。

(参考 厚生労働省 HP : <https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html>)

ハード：タブレット端末及びスマートフォン、インカムの購入

※介護ソフト・クラウドサービスを使用し、記録業務や情報連携を行うための端末で、訪問看護業務での使用に限る。(事務所に置く PC・プリンタは対象外)

※タブレット端末は、キーボード等の附属品及び同等の機能である持ち運びできるノート PC を含む。

4 補助基準額

1 事業所あたり 5 0 0 千円

5 補助率 3 / 4

6 提出資料 交付申請書、証拠書類(見積書等)

※申請書については県ホームページをご確認ください

7 補助金交付申請書受付期間

令和5年8月18日(金)から令和5年9月15日(金)

(補助対象機器等購入期間：令和5年9月1日から令和6年3月31日)

※補助対象機器等購入期間内に購入・納品された機器等に限りませう。

※実績報告時に購入機器の領収書等をご提出いただきます。(令和6年3月31日支払までに支払ったものに限る)

※募集予定事業所数に達し次第、募集を締め切ります。審査の上、補助対象事業者を選定します。

8 提出先

①兵庫県福祉部高齢政策課介護人材対策班

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10-1

※封筒に朱書きで「令和5年度ICT補助事業交付申請書在中」と記載してください。

※令和5年9月15日(金)郵送必着

②エクセルデータのみ郵送に加え下記メールアドレスへ送付してください

E-mail : Sayaka_Tanaka@pref.hyogo.lg.jp

9 照会先等 兵庫県福祉部高齢政策課介護人材対策班

電話：078-341-7711 (内線 2733)

E-mail : Sayaka_Tanaka@pref.hyogo.lg.jp

担当：田中

【補助金額算出方法】

補助基準額 1事業所あたり500千円

補助率 3/4

※導入経費が500千円以上の場合は、500千円に補助率3/4をかける。(例②)

※導入経費が500千円以下の場合は、その金額に補助率3/4をかける。(例③)

※補助上限額は500千円×3/4=375千円となる。

例①：合計購入金額500,000円(税抜)の場合、補助額は500,000円×3/4=375,000円

例②：合計購入金額625,000円(税抜)の場合、625,000円>500,000円のため、
補助額は500,000円×3/4=375,000円

例③：合計購入金額378,000円(税抜)の場合、378,000円<500,000円のため、
補助額は378,000円×3/4=283,500円、1,000円未満切り捨てるため283,000円

【留意事項】

- ・介護ソフトが記録業務、情報共有業務(事業所内外の情報連携含む)、請求業務までが一気通貫(転記等の業務が発生しないこと)となっていることが条件です。購入予定、もしくは導入済の介護ソフトが一気通貫になっているかどうか不明な場合は介護ソフトのメーカーへ直接確認をした上で申請してください。
- ・対象経費の「ソフトウェア」は「介護ソフト」のみです。端末購入とは別で発生するオフィスソフトの導入にかかる経費は補助対象外です。
- ・月額で発生する介護ソフトの利用料は新規に介護ソフトを導入した場合のみ対象で、補助対象機器等購入期間内にかかった費用が補助対象となります。
※補助対象機器等購入期間：令和5年9月1日から令和6年3月31日
- ・既に介護ソフトを導入済みでタブレット等が不足している場合は、タブレット等のみの申請が可能です。
- ・ハード(タブレット等)の購入台数は看護職員(保健師、准看護師含む※常勤、非常勤は問わない)のみ、1人につき1台申請可能です。理学療法士、作業療法士等は対象外です。
- ・ハード(タブレット等)は訪問看護において出先で使用するもののみが対象です。事務所に設置するPCやプリンタ、Wi-Fi、ハードディスク等は対象外です。
他補助対象外例：持ち運び用の外付けハードディスクや充電器、端末の保守費用、既に導入済のタブレット等における付属品のみの購入等
- ・他のICTの補助事業と重複しての申請はできません。

※「利用者情報を記録する I C T機器等の整備補助事業」とは別で下記の補助事業があります。申請する場合はどちらか一方のみの補助事業へ申請してください。

<参考> 介護業務における業務効率化支援事業

※9月頃から募集開始予定（前後する場合がございます）

- 1 対象事業所：介護保険法に基づく指定を受けた介護サービス施設・事業所（介護療養型医療施設、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅等は特定施設入居者生活介護の指定を受けていること）
- 2 対象経費：記録業務、情報共有業務、請求業務までが一气通貫となるための経費
- 3 補助要件と補助率：※補助率は対象の経費実支出額に乗じる。

補助要件	補助率
・ LIFE 標準仕様に準じて介護ソフトから出力された CSV ファイルを、LIFE の CSV 取込機能により LIFE にデータを提供している又は提供を予定していること ・ 「ケアプランデータ連携システム」等を利用して、ケアプラン標準仕様に準じて出力された CSV ファイルにより、居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている又は行うことを予定していること ・ ICT 導入により文書量半減を実現させる導入計画となっていること	3 / 4 左記要件のいずれかを満たす場合
上記以外の場合	1 / 2

4 補助額（上限）：

職員数（非常勤含む）	補助上限額
1～10人	1,000千円
11～20人	1,600千円
21～30人	2,000千円
31人～	2,600千円

5 問い合わせ先：

兵庫県福祉部高齢政策課介護基盤整備班

電話：078-341-7711（内線 2974）

担当：寺山

※利用者情報を記録する I C T機器等の整備補助事業と介護業務における業務効率化支援事業は担当が異なります。